

判決年月日	平成20年8月26日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）10001号		
○綴りが分からなくても発音から単語を検索できる英語辞書を引く方法の発明について、自然法則を利用した技術的思想の創作ではなく、特許法2条1項所定の発明に当たらず、同法29条1項柱書きの規定により特許を受けることができないとした審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法2条1項，29条1項

綴りが分からなくても発音から単語を検索できる英語辞書を引く方法の発明に係る特許出願の拒絶査定不服審判において、審決は、本願発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作ではなく、特許法2条1項所定の発明に当たらず、同法29条1項柱書きの規定により特許を受けることができないとして、請求不成立とした。本判決は、本願発明は自然法則を利用したものということができるとして審決を取り消した。

本判決は、特許法2条1項所定の発明に当たるかどうかの判断基準について、「ある課題解決を目的とした技術的思想の創作が、その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があったりする場合において、そのことのみを理由として、特許法2条1項所定の『発明』であることを否定すべきではなく、特許請求の範囲の記載全体を考察し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されていると解される場合には、同項所定の『発明』に該当するというべきである。」と判示した。

そして、本判決は、本願発明が特許法2条1項所定の発明に該当することについて、「本願発明は、人間（本願発明に係る辞書の利用を想定した対象者を含む。）に自然に具えられた能力のうち、音声に対する認識能力、その中でも子音に対する識別能力が高いことに着目し、子音に対する高い識別能力という性質を利用して、正確な綴りを知らなくても英単語の意味を見いだせるという一定の効果を反復継続して実現する方法を提供するものであるから、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されており、特許法2条1項所定の『発明』に該当するものと認められる。」と判示した。